

す奴婢も暇遣し、田畑も少宛他家へ賣て、今に至ては僅三石計り持ぬ。妻死して以來、三人の子供前後に附まとい、したひ行く有様を見る人感涙を催しぬ。母に孝養すれば兒童にせめらる。長五郎は不厭之、日夜渡世を營けり。老母府中の高安寺へ詣づる時は、道すがら心を慰めけり。母常に酒を好む。長五郎作業の歸路には先づ好酒を求得て、晝夜となく母へ奉る。然るに段々衰微し、耕馬一疋に母子孫五人の生業なれば、片時も無怠、一日は山に入り薪を求め、一日は馬に駄して四つ谷邊を限りに賣之。風雨の烈き霜雪の寒をも聊苦ともせず、其身及子供は辛・大根を糧とし、母には麥と米とを調へて心安く養ひけり。母常に浴を好む故、作業の歸りには枯茅・落葉を捨て馬に付歸り、湯をわかして、母を慰めけり。夏とても蚊帳なければ、爐中に草を集め烟を以て蚊を拂ひ、冬は己れが單の物を脱て母の寒を防ぎぬ。凡如此事ども三十餘年に及ぬ。此孝行人々聞傳へ見覚え、いつともなく近郷へ流布し、隣村の百姓と本村の年寄共と申談じ、數十年長五郎が晝夜の孝行を書記しぬ。村中打寄て好酒一駄を買調へ、長五郎が母へ贈りぬ。人々

此趣を組頭へ申ければ、組頭より名主川崎平藏へ傳けり。平藏聞届け長五郎を招て、數年老母への孝行、其品々々咄し候様にと申ければ、拙者が身には一切何の覺も無御座候と申候。平藏より御代官の手代伊藤宇兵衛へ書付を以て告知す。夫より宇兵衛も安左衛門へ達之候。今年正月十六日長五郎を召し御尋の上、當座の褒美として米一苞を安左衛門より與之。武藏野新田の支配川崎平左衛門より、金子一兩に祝儀として赤飯を贈らる。箇様の事共上へ相達し、當四月寺社奉行所にて、大岡越前を以て白銀二十枚被下置候。其後四月二十二日田地七段、永代作取に可仕旨にて被下之候。川崎平左衛門所持田地の内米二苞分、長五郎へ被讓候。且又田地養料として米六石、公儀より被爲下候。長五郎孝心正直無比類が故、母子共天命に叶ひ右の趣也。母年八十八歳にて心素直にして無病達者、誠に目出度行末なりとて、諸役人衆よりも八十八と自筆の札を所望あり。元來無筆者に付俄に人々打寄、一日一夜に手習いたさせ、八十八番覺え數々札を遣けり。此事都下の諸人聞傳へ米札を望み、長五郎が家に群集する事前代未聞と云。辛酉の年母八

十八歳・長五郎五十一歳・兒三人十四歳・九歳・六歳也。

一、本田新兵衛妻の不義

當春月光夫人文政御用人本田東市正嫡子新兵衛御小姓妻事、新兵衛實弟向井半七と致密通、令出奔行衛不相知候。此外舅田中主膳より、右娘は新兵衛致離別候に付、手前方に指置申旨、御断申上候に付其分にて事濟、市正以下其分に候處、當六月廿三日左の通被仰渡候。

本田 市正

嫡子新兵衛妻出奔の風聞に付御尋の品有之候處、當三月廿三日出奔所々相尋候内、届及延引候由に候。尋候程も可有之儀、新兵衛弟半七も出奔仕り、世上の風聞不宜候へば、旁以て打捨置間敷事に候間、早速出奔の届申達、新兵衛尋にも出申度由可相願管の處、無其儀、只今迄届も不仕候は、出奔候ても其分に致し可置仕形に付、其方も新兵衛所存に任せ候段不埒に候。依之御役被召放閉門被仰付者也。

中之追放

西丸御小姓組丹羽近江守組 本田新兵衛

右於評定所松波筑後守・石河土佐守・稻垣清左衛門立合、筑後守申渡候。

西丸御馬預り 田中主膳

本田新兵衛妻出奔候風聞に付て、御尋の品も有之候所、當三月廿三日出奔所々相尋候内、届及延引候由に候。尋候程も可有之儀、其上新兵衛弟半七も出奔仕り、世上の風聞も不宜候へば、旁以て打捨置間敷事に候間、早速出奔の由申達、新兵衛尋にも出申度由可相願管の處、無其儀、只今迄届も不仕候は、出奔候ても其分に致し可置仕形、新兵衛父市正も其通仕置候に付、兩人共御咎め被仰付候。其方儀娘出奔の儀早速不相届段不埒に候。依之閉門被仰付者也。

右の内に中之追放と申名目承合候の處、江戸・京・大坂・奈良・伏見・堺・加賀・仙臺・穴津、此分を中と申候。上は一統諸大名の城下の分不殘、下と申は江戸・京・大坂・奈良・伏見・堺にて候由。扱本田市正母は川村隨軒娘にて候處、先年父の宅へ出入の浪人と致密通出奔いたし候。其外にも近き親類の内、密通事にて出奔の者有之、家法不正の旨此度被仰出旨。

一、笠翁椅

椅机